

見積り合わせ参加にあたっての注意事項

福山市上下水道局管財契約課

1 見積り合わせに参加できる方

- (1) 福山市における製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加資格の認定を受けた方
- (2) 福山市内に本店を有している方（ただし、案件によっては、福山市内に本店を有している方以外の方でも参加できる場合があります。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない方
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された方で、2年を経過しない方に該当しない方
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない方（更生手続開始の決定を受けている方を除く。）
- (6) 福山市の指名除外又は指名留保期間中でない方
- (7) 福山市に納付すべき市税等（水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を含む。）の滞納がない方
- (8) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない方
- (9) 営業に関し、法令の規定による必要な許可、認可を得ている方
- (10) 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当しない方

※参加の可否を明確にするため、原則、福山市ホームページの「見積り合わせ情報」に「**市内業者のみ**」と表示し、市内業者以外の方の参加を認める場合は「見積り合わせ情報」に「**（全業者可）**」と表示します。）

【本店所在地による区分の定義】

- | | | |
|---|-------------|--|
| ア | 市内業者 | 福山市内に本店を有する方で、福山市上下水道局の製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和53年水道企業管理規程第1号）で準用する製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加者の資格等に関する規程（平成16年告示第416号）第4条第1項の規定により入札参加資格の認定を受けた方（以下「有資格者」という。） |
| イ | 準市内業者 | 福山市内に支店、営業所等を有する有資格者 |
| ウ | 近県業者 | 広島県又は岡山県内に本店、支店、営業所等を有する有資格者（前2号に掲げる者を除く。） |
| エ | その他業者 | 前3号に掲げる者以外の有資格者 |

2 見積書の記入及び提出について

- (1) 見積書には消費税等を含む金額を記入して、見積仕様書一覧の左側の「契約番号」を所定の欄に記入し「契約番号」ごとに分けて提出してください。
- (2) 見積書には提出年月日を記入してください。

- (3) 見積仕様書一覧に記載してある見積書提出期限までに、持参、ファクシミリ又は郵送（郵送分は提出期限日必着。）により提出してください。
- (4) 見積書提出期限は原則、見積り合わせ日の前日の17時15分としています。
- (5) 見積書はA4判とし、金額、住所、商号又は名称、代表者名、代表者印等が確認できるものとしてください。

3 無効となる見積書の代表的な事例

- (1) 見積に参加する方に必要な資格のない方が見積をしたとき。
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 見積が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた見積に関する条件に違反したとき。
- (6) 見積者が2以上の見積をしたとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して見積をしたとき。
- (8) 見積者が連合して見積したとき、その他見積に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない見積
- (10) その他特に指定した事項に違反した見積

4 ファクシミリでの見積書提出について

- (1) 見積書の様式は、福山市ホームページからダウンロードしたものを使用してください。
- (2) 送信する見積書はA4判とし、金額、住所、商号又は名称、代表者名、代表者印等が確認できるものとしてください。
- (3) ファクシミリの送信は、必ず指定の見積書提出専用番号（084-928-1631）に送信してください。指定された番号以外へ送信されたものは受付できません。
- (4) 見積書の受付は、開庁日の開庁時間内（8時30分～17時15分）とします。見積書は、受付日時以外では受信できないので、送信しないでください。

5 同等品の確認について

同等品の納入が可能な案件については、別に掲載の「同等品（仕様）確認依頼書兼承諾書」により仕様書記載の納入先担当課の承諾を受け、見積書に添付して提出してください。

また、型式の指定がなく、納入を予定する型式が規格に合致するか確認する際も同様です。

6 発注について

見積り合わせの結果、落札決定した方に福山市上下水道局様式の「請求書」等を発送します。「請求書」には住所、商号又は名称、代表者名、代表者印等を記名押印してください。

7 納品について

受注者は、仕様書記載の場所へ直接納品してください。

発注時送付した「請求書」等については、納品時に納入先担当課へ提出してください。